

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

| No. | 推奨事業メニュー | 交付対象事業の名称 | 事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等) | 事業始期 | 事業終期 |
|-----|------------------------------------|--------------------------|--|-------|--------|
| 1 | ①食料品の物価高騰に対する特別加算 | 士幌町物価高騰対策商品券事業 | ①物価高騰においてエネルギー・食料品価格等の物価高が続く中で町民への支援を行うことで、経済的負担を軽減する。 ②商品券発行代 ③町民(想定人数5,700人)1人につき15,000円分の共通商品券(合計85,500千円分)を配布 商品券印刷費 3.3円×85,500枚×1.1=311千円 郵送代(ゆうパック)418円×2,800世帯×1.1=1,288千円 郵送代(事業者案内文)110円×90事業者=10千円 事務委託料(ロジスティクス業務)90円×2,800世帯×1.1=278千円 事務委託料(商品券代の1.1%)941千円 送金手数料 440円×20事業者×5回=44千円 ④町民全て | R8.1 | R8.4以降 |
| 2 | ⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業 | 生活者応援水道基本料金減免事業 | ①物価高騰等に直面する、町民及び町内事業者(官公庁は除く。)を支援するため、水道使用量の基本料金を3か月分免除する。 ②水道事業への繰出金 ③減免額 1,045円×2,900件×3か月=9,092千円 ④国や地方公共団体を除く町民、町内の事業者全て | R7.7 | R7.9 |
| 3 | ④消費下支え等を通じた生活者支援 | 生活者応援水道基本料金減免事業(国R7補正分) | ①物価高騰等に直面する、町民及び町内事業者(官公庁は除く。)を支援するため、水道使用量の基本料金を6か月分免除するとともに、自家水(井戸)及び町外からの給水者には、減免相当額を申請により支援する。 ②水道事業への繰出金、自家水等利用者支援金 ③減免額 1,045円×2,870件×6か月=17,995千円 支援金 3,135円×8件×2=51千円 ④国や地方公共団体を除く町民、町内の事業者全て | R7.12 | R8.4以降 |
| 4 | ⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援 | 令和7年度士幌町社会福祉施設等物価高等対策支援金 | ①物価高が続く中で介護、高齢者、保育、学童等の社会福祉施設に対し、エネルギー・物価高騰に対する支援金を支給することで、経営の安定を図り、事業継続を支援する。 ②支援金 ③居宅系サービス・100千円、通所系サービス・定員×10千円、居住系サービス・定員×30千円、子育て支援事業所・100千円 ④介護保険施設、高齢者施設、障がい施設、保育施設、学童施設、子育て支援施設のうち、町から電気代等の光熱費の支援を受けていない施設。(12事業所を予定)事業所ごとに対象とする。 | R8.1 | R8.3 |
| 5 | ⑤省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援 | 住宅用高効率設備導入補助事業 | ①補助金を交付することにより、住宅におけるエネルギー使用量の高い給湯・空調におけるエネルギー料金の低減及びCO2削減を目的とする。 ②対象設備の導入に対する補助金 ③◆対象設備 1.電気ヒートポンプ給湯機(エコキュート) 2.潜熱回収型ガス給湯機(エコジョーズ) 3.潜熱回収型石油給湯機(エコフィール) 4.ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機(ハイブリッド給湯機) 5.コージェネレーション設備(エネファーム、コレモ) 6.空気清浄機能又は換気機能付きエアコン ◆補助額 ・1~5:対象経費の1/3 上限30万円/戸 ・6 :対象経費の1/2 上限7万5千円/戸 ※その他財源:北海道補助5,000千円 ④町内に住宅を有する者、町税の滞納がないこと(また、士幌町以外の者は、現に住所を有する市区町村の市区町村税を滞納していないこと)、賃貸住宅居住者(所有者の承諾を得ていること、また、賃貸住宅居住者であっても、法定耐用年数を経過するまで、町外移設や売却、譲渡、取り壊し等は不可) | R8.1 | R8.4以降 |